

第 55 回男女共同参画会議

日本労働組合総連合会
副会長 芳野友子

＜意見書＞

【議題】 女性活躍推進法の施行後 3 年の見直し等について

【意見】

現行法では、行動計画の期間を 2 年から 5 年で推奨しているため、現在は 2 回目の計画を実行、もしくはこれから 2 回目の計画を策定しようとしている企業が多いと思われる。連合は、行動計画が一巡し、二巡目に入るこの時期においてこそ、次のステージに進むべく改正が必要だと考えている。

女性活躍推進法は、成立時や施行時に大々的に報道され、日本を挙げて女性活躍を推進するという強いメッセージとなり、女性活躍推進の一躍を担ったと思うが、今後は各企業における取り組みをいかに後押ししていくかが重要である。

2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%という政府目標の達成に向けて、今回の見直しが最後のチャンスとなる。女性活躍のさらなる推進に向けて、300 人以下の中小企業に対する一般事業主行動計画策定の義務化、情報公表項目の拡大など、積極的な見直しを行うべきである。

以上